居宅介護支援事業所エリム重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援の提供開始にあたり、「栃木県指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等」に定める条例の規定に基づき、居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　慈愛会
主たる事務所の所在地	〒329-1304　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７番地１
代表者（職名・氏名）	理事長　高塩　文也
設立年月日	平成　７年１２月２０日
電話番号	０２８－６８１－１２１１
法人で運営している その他の事業	【併設】 特別養護老人ホーム　エリム　（介護老人福祉施設） （短期入所生活介護） デイサービスセンターエリム　（通所介護） 【那須烏山市】 ショートステイ　大金の里　（短期入所生活介護） デイサービスセンター大金の里（通所介護）

２．事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所　エリム	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒329-1304　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７番地１	
電話番号	０２８－６８１－１２１３	
指定年月日・事業所番号	平成１１年１０月１日指定	０９７２６０００６８
管理者の氏名	小林　真起（主任介護支援専門員）	
通常の事業の実施地域	さくら市、那須烏山市	

３．事業の目的及び運営方針

事業の目的 及び 運営方針	要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。 ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行います。

４．提供するサービスの内容

○居宅サービス計画の作成
○サービスの提供事業者等との連絡調整
○居宅サービス計画の実施状況の把握
○サービス担当者会議の開催
○指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談
○要介護（要支援）認定の申請代行及び支援
○介護保険施設に入所を希望される場合の情報提供

５．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除きます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで ただし、２４時間対応可能な体制を整えるものとします。

６．事業所の職員体制

従業者の職名	勤務形態	員　数	職務内容
管理者	常勤・兼務	１人	・従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の管理 ・従業者に法令等、規定を遵守するために必要な指揮命令
介護支援専門員	常勤・専従	４人	・居宅介護支援業務
	常勤・兼務	２人	

７．利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、１ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。
その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

項　目			利用者負担金
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が３５件未満〉	要介護１・2	1086 単位	法定代理受領の場合 無　料
	要介護３・4・5	1411 単位	

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、介護報酬等の改定があった場合は、これらは自動的に改定されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が２区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（１月につき）	３００単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した際（当日、もしくは営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）に、当該病院等の職員に対し、利用者に係る必要な情報を提供した場合（１月につき１回を限度）	２５０単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した際（３日以内、もしくは、営業終了時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）に、病院等の職員に対し、利用者に係る必要な情報を提供した場合（１月につき１回を限度）	２００単位

退院・退所加算（Ⅰ～Ⅲ）	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たってサービスを利用する場合において、職員と面談を行い利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービスに関する調整を行った場合（カンファレンスやそれ以外の方法、回数によって異なる）	４５０～９００単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（１月に２回を限度）	２００単位
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアが必要な利用者に対し、頻回な訪問により心身の状況を記録し、主治医等のケアプランへ位置付け、居宅サービス事業所へ提供した場合	４００単位
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を２名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	５１９単位
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を１名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	４２１単位
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を１名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	３２３単位
特定事業所加算（Ａ）	主任介護支援専門員を１名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	１１４単位
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定しつつ、病院や施設との連携や一定以上のターミナルケアを行なった場合	１２５単位
通院時情報連携加算	医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し、医師又は歯科医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、必要な情報提供を受けた場合	５０単位

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の５０％（２月以上継続の場合１００％）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく８０％を超える場合	２００単位

(2) 解約料

一切料金はかかりません。

【ご利用者様、ご家族のご都合で利用を終了される場合】

・事前にお申し出下さい。

【自動終了】

・以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ．ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合

※介護保険施設等の入所にあたっては必要な支援を行ないます。

ロ．介護保険給付で、サービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、「非該当」と認定された場合

※この場合、所定の期間（要介護度認定期間）をもって利用の終了をしていただくことになります。

※地域の保健福祉一般施策の情報提供支援を行ないます。

ハ．ご利用者様がお亡くなりになった場合

【その他契約の終了】

イ．やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了していだたく場合がございます。

※この場合、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えする等、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

ロ．ご利用者やご家族等が、事業所や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しく常識を逸脱する行為を行ない本契約の目的を達成することが困難となった場合。

※この場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

８．事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整え次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①　職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

②　虐待防止検討委員会を設置しています。

③　適切に実施するための担当者は虐待防止検討委員会の職員とします。

④　サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、基本方針に従いこれを市町村に通報します。

⑤　職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１０．　身体拘束について

エリム事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。また当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１１．業務継続計画の策定について

エリム事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１２．苦情相談窓口

（１）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。
当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号　028-681-1213 FAX番号　028-681-1215 受付担当者　居宅介護支援事業所　エリム 管理者　小林　真起 受付時間帯　午前8：30～午後5：30（月～金曜日） ※苦情面接、電話、書面などにより随時受け付けます。

（２）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	さくら市　高齢課	さくら市氏家2771番地 電話番号　028-681-1155
	那須烏山市健康福祉課	那須烏山市田野倉85番地1 電話番号　0287-88-7115
	栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談窓口	宇都宮市本町3番9号 電話番号　028-643-2220

１３．担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（電話番号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１４．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 介護支援専門員の交替

・事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
この場合には、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

・選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名をすることはできません。

(2) 居宅介護支援の実施方法

・居宅サービス計画作成のアセスメントには、所定のケアプラン策定のための課題検討用紙等の書式を使用致します。

・居宅サービス計画の作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を行います。

・居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を致します。

・一部の福祉用具について医師や専門職の意見、身体状況を踏まえ必要な情報を提供を行い、貸与と販売かのいずれかを選択できることを説明します。

・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービスを計画していきます。

(3) 医療機関との連携について

・ご利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂けるようご協力の程宜しくお願い致します。

・病院又は診療所に入院するにあたり担当の介護支援専門員が、ご利用者の心身の状況や生活環境等、必要な情報提供を医療機関へ行います。

・退院、退所についても同様に、医療機関や介護保険施設等と連携をとり、スムーズな在宅生活へ移行できるように調整を図ります。

・ご利用者が医療系サービスの利用を希望されている場合には、主治医等の意見を求めつつ、意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画書を交付致します。

・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や内服状況、モニタリング（評価）等の際に、把握した状態等について主治の医師等に
必要な情報伝達を行います。

(4) サービスの利用休止

・体調容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

１５．　秘密の保持について

(1) 事業者、事業所の管理者、従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を第三者に漏らしません。
(2) この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

１６．　個人情報の取り扱いについて

ご利用者及びそのご家族の個人情報について下記目的の範囲内で使用、提供、収集致します。

【利用者様への介護サービスに必要な利用目的】
・事業所内部での利用目的
1. 利用者様に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 入退所等の管理
4. 会計・経理
5. 苦情・事故等の報告
6. 当該利用者様への介護サービスの向上
7. 学生の実習等への協力
8. ボランティア活動への協力
9. サービス向上を目的とした事例研究
10. その他、利用者様に係わる管理運営業務

【他の事業所等への情報提供を伴う利用目的】
1. 他の介護保険施設、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、病院診療所との連携（サービス担当者会議等）及び照会への回答
2. 利用者様の健康管理にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
3. 検査業務の委託、その他の委託業務
4. ご家族等への心身の状況説明
5. 介護保険事務のうち審査支払機関へのレセプトの提出
6. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
7. 損害保険等に係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】
1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供
3. 安全確認や事故防止のための居室等の氏名の掲示
4. 電話や面会での所在の回答
5. 事業所内での写真、作品の掲示

上記のうち、同意頂けない事項がある場合にはその旨お申し出下さい。
お申し出のない事項に関しては、同意頂けたものとしてお取扱いさせて頂きますが、いつでも変更は可能です。

居宅介護支援の提供開始にあたり、事業所は、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日　　令和　　年　　月　　日

説明者　　住　所　　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７番地１

事業者　　居宅介護支援事業所　エリム

職・氏名　介護支援専門員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、事業者よりサービス内容及び重要事項について説明を受け、その内容に同意の上、本書を受領しました。

受領年月日　　令和　　年　　月　　日

契約者　　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

上記署名は、氏名　　（続柄　　）が代行致しました。

親族代表者または法定代理人

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との続柄　＿＿＿＿＿